

## ▶ Vietnam Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC)と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

## ベトナム進出時、進出後におけるライセンス取得のポイント ーホテル事業を題材として解説ー

| Page 1/3 |

2019年10月 No.VNM\_019

### はじめに

ベトナムにおける事業遂行に際しては、ライセンスの取得が非常に重要となります。投資登録証明書（以下「IRC」といいます。）での事業目的の登録など、日本の法制度とは大きく異なる点もあり、戸惑われることも多くあるでしょう。

本稿では、ベトナム進出時において把握しておくべき法制度の概要について、近年、観光客の増加に伴い開業が相次いでいるホテル事業での進出を題材として、ポイントを絞って解説します。

### 法人設立手順の概要とポイント

#### (1) IRC 及び ERC の取得

外国投資家がベトナム現地法人を設立するに当たっては、原則としてIRC 及び企業登録証明書（以下「ERC」といいます。）を取得することになります。IRC が投資プロジェクトに対する許可であるのに対して、ERC は企業の登録証としての性質を有するものといえ、ERC 取得時点をもって法人設立完了となります。

IRC 及び ERC の申請先は、一部の例外を除き、地方人民委員会の計画投資局です。申請書受領から発行までの法定期間は、IRC では15日、ERC は3営業日とされています。しかし、申請後の当局側での手続きが遅延する可能性に加え、日本側における書類の作成、(官公庁等での) 公証、認証といった準備にも時間を要することが多いため、書類を準備し始めてから発行までに数ヶ月程度の期間を要することを前提に、余裕を持って検討すべきでしょう。

#### (2) 事業目的の特定

日本では、登記簿上の事業目的については包括的な記載も認められていますが、ベトナムではIRCを申請する段階において、実施を予定するすべての事業目的を、ベトナム標準産業分類 (VISC)、国連中央生産分類 (CPC) という産業コードを特定して登録することが必要となります。法人設立後において、未登録の新規事業に着手する場合、事業目的の追加が必要となります。

ホテル事業の場合、VISC5510の短期宿泊、VISC5610のレストラン、ケータリングを中心とした事業目的の登録が一般的には必要となるでしょう。

#### (3) 資本金

法人設立に際して、資本金の設定が一つのポイントとなります。前提として、ベトナムにおける「資本金」は日本における「資本金」と概念が少々異なるため、留意が必要です。具体的には、日本でいう資本金

に相当する「定款資本金」と、長期での借入限度額となる「外債枠」を合計した金額が「総投資額」として登録されることとなります。

一般に、最低資本金は法定されておらず、投資家が自由に設定することが認められていますが、実際当局からは、プロジェクト規模に見合った資本金額を求められることがあります。

ホテル事業の場合においても、ホテル規模に見合った金額を設定するのが相当といえるでしょう。

### 関連ライセンスの取得

ベトナムにおいては、IRC、ERC がいわばメインのライセンスとなりますが、事業分野に応じてサブライセンス（「オペレーションライセンス」とよばれることもあります。）や、その他の許認可の取得が必要となります。

ホテル事業については、日本で言うところの旅館業法、食品衛生法に基づく営業許可等がこれに相当し、性質上多くのライセンスを要します。ベトナムで一般的なホテル事業実施時に求められることが見込まれるライセンスのうち、主要なものは以下の通りです。

ライセンス	概要
消防に関する設計と設計図の審査承認	観光宿泊サービス事業者に対しては、消防当警察当局からの取得が義務付けられます。
治安・秩序証明書	観光宿泊サービス事業者に対しては、公安機関からの取得が義務付けられます。
酒類提供許可	施設内において酒類を提供するための許可です。
流通ライセンス	ホテル内で物販の小売販売を行う場合、商品の流通についてのライセンスが必要となります。
環境保護計画登録	客室数などの施設規模に応じて、環境保護を目的とした各種手続きが要求される場合があります。
ホテルの格付け	ホテル事業者は、星の数による格付けを任意に申請することが可能です。

上記のほか、ホテル事業の場合、ビルを所有ないし一棟借りするケースも多いと思われませんが、建物の所有、改装工事の状況等によって、不動産の権利関係の登録変更や、建築関連の許認可が関係してくる場合があります。

## 事業実施に際して関連するその他の規制

ライセンス取得を要しない場合であっても、実施する事業ごとに法規制が行われている可能性があります。

例えばホテル事業の場合、ウェブサイトへ広告を掲載する際の広告規制、飲食サービスを提供する場合における食品安全法令、宿泊客のパスポート記載情報等の取得に際しての個人情報保護法令などに留意すべきでしょう。

## 最後に

ベトナムローカル企業においては、実際には実施している事業について事業目的が登録されていないという「ライセンス漏れ」が少なからず見受けられます。事業の拡大を想定される際には、当局とのトラブルを避けるためにも、都度的確なライセンスを取得するため、専門家に確認されることをお勧めいたします。

他ブラクティスグループのニュースレターも配信しております。配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。

広報部宛 [prcorestaff@aplaw.jp](mailto:prcorestaff@aplaw.jp)

※お名前、部署、役職をご明記ください。

また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

### 【日本語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス
- ベトナムビジネス
- インドビジネス
- ロシアビジネス
- 再生可能エネルギー
- 農林水産
- イノベーション／テクノロジー
- その他（ご興味のある分野をご教示ください。）

### 【英語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス



## セミナーのご案内

### 【現地報告】ベトナムビジネス最新動向

～トラブル事例やコンプライアンス、個人情報保護の他、話題の人材関連事業についても解説～

日 時	2019年11月19日（火）14:00～17:00
場 所	金融財務研究会本社 グリンヒルビル セミナールーム（東京都中央区日本橋茅場町1-10-8）
講 師	三浦康晴 弁護士 / ベトナム登録外国弁護士
主 催	経営調査研究会
受 講 料	お一人目 35,100円 / お二人目から 30,000円（消費税、参考資料を含む）
申 込 み	次のウェブページをご覧ください。

[https://www.kinyu.co.jp/seminar\\_detail?sc=k192129](https://www.kinyu.co.jp/seminar_detail?sc=k192129)

\* 誠に恐れ入りますが、定員を上回るお申込みを頂いた場合、ご希望に添えないこともございますので、予めご了承ください。

### <概要>

近年、技能実習生受入れを契機にベトナムに関心を持つ日系企業が増えているように思われます。

このような流れに加え、米中貿易摩擦の影響を受け、製造業では中国からベトナムへのシフトの動きが顕在化しています。一方で、進出後においては複雑かつ不明確な法規制や、現地ビジネスパートナーとの意思形成等、様々な問題で頭を悩ませる企業が多いのも事実です。

本セミナーでは、今後ベトナムマーケットでの事業展開・拡大を検討していく中で留意すべきポイントに加え、近年注目を集める人材関連事業等の事業分野についても一部取り上げ、現地駐在弁護士だからこそ伝えられる最新動向を解説します。

## 執筆者

HANOI / HO CHI MINH CITY 



### 弁護士 三浦 康晴

(アソシエイト)  
第二東京弁護士会  
ベトナム登録外国弁護士

[> View Profile](#)

M&A や一般企業法務と共に、ベトナム・ロシアといった新興国進出案件に携わってきました。2017年2月よりAPACのハノイオフィスに出向し、日系企業進出、国際取引、紛争解決等の分野で幅広く活躍しています。



弁護士 鈴木 由里  
(パートナー)  
第二東京弁護士会

[> View Profile](#)

法制度調査、クロスボーダー M&A、国際金融取引、海外進出、コンプライアンス、国際通商等の渉外業務の実務経験を豊富に有するほか、近時では、IoT・ビッグデータ・人工知能等を利用した新規事業の法的サポートを行っています。



弁護士 戸松 夏子  
(アソシエイト)  
東京弁護士会

[> View Profile](#)

2013年8月よりAPACのホーチミンオフィスに出向していました。ベトナムでは、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、倒産処理、労働事件等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援をサポートしています。



弁護士 二本松 裕子  
(パートナー)  
第二東京弁護士会

[> View Profile](#)

ベトナムプラクティスメンバーとして、主に、インフラ整備・プロジェクト関係・紛争解決等を担当しています。

## [お問合せ先]

E-mail:

[aandsvietnam@aplaw.jp](mailto:aandsvietnam@aplaw.jp)

## バックナンバー

- No.018「ベトナム法人による外国ローン借入及び担保設定について」(2019年8月2日)
- No.017「ベトナムにおける労働者の解雇について ― 労働法改正の動向も踏まえて」(2019年6月13日)
- No.016「日本・ベトナム間における人材関連事業について ― 技能実習、特定技能による日本での雇用、ベトナムでの人材関連事業関連規制の概要」(2019年4月22日)
- No.015「ベトナムにおける再生可能エネルギー関連法規制の概要 ― 太陽光発電FITの運用、発電プロジェクト出資時の留意点も踏まえて」(2019年2月28日)
- No.014「ベトナム最新法令情報(2018年下半年) ― サイバーセキュリティ、技術移転、外国人の社会保険加入、労働法関連規制の制定・変更について」(2018年12月20日)
- No.013「ベトナムにおける企業不正発生リスクに対する事前・事後対応」(2018年10月18日)
- No.012「ベトナムにおけるM&A、合併事業実施時のポイントとリスク管理」(2018年8月1日)
- No.011「ベトナムにおける国営企業株式化の現状と法規制」(2018年6月14日)
- No.010「ベトナムにおける労働契約締結時の留意点」(2018年4月20日)
- No.009「ベトナムにおける紛争解決について ― トラブル発生時の初期対応から裁判・仲裁まで」(2018年2月14日)
- No.008「商品表示に関する新規制」(2017年12月15日)
- No.007「ベトナムへの投資をめぐる登録申請実務」(2017年10月18日)
- No.006「ベトナムにおけるサイバー情報保護法について」(2017年8月4日)
- No.005「ベトナムにおける商事調停に関する新政令について」(2017年6月8日)
- No.004「ベトナムにおける情報アクセスに関する新法」(2017年4月4日)
- No.003「ベトナムにおける職業訓練機関の設立、分割、分離及び合併の要件に関する新たな規定」(2017年2月8日)
- No.002「ベトナム改正民法の主な変更点」(2017年1月10日)
- No.001「ベトナムにおける代理制度と企業が取引を行う際の留意点」(2016年11月10日)

[> View About | Vietnam Practice](#)

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業(「瀧美坂井」)の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も瀧美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も瀧美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに瀧美坂井の弁護士にご相談ください。